



安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

目次

令和 7 年度の事故を振り返る

高齢者の労働災害防止措置が「努力義務」に

熱中症からカラダを守る! 早めの準備で熱中症ゼロへ

事故報告 (令和 7 年度 3 月分)

安全リレー (公財) 東京しごと財団

草刈り作業安全啓発動画のご案内/編集後記

令和 7 年度の事故を振り返る

— 令和 8 年度の事故数減少に向けて —

◆ 重篤事故 過去 5 年間で最多、就業中の事故増加

令和 7 年度の重篤事故は 44 件で、前年度と比較して 8 件増加し、**過去 5 年間で最多であった令和 2 年度の 41 件を上回る結果となりました。**

令和 6 年度に 11 件発生した就業途上中の死亡事故は、令和 7 年度には 5 件と大幅に減少し、事故件数も過去 5 年間で最も少ない 9 件となりました。

一方、就業中の事故は 35 件と大幅に増加しており、そのうち 23 件が死亡事故となっています。**就業中の事故件数は過去 5 年間で最多となり、死亡事故についても令和 3 年度の 20 件を上回り、過去最多となるなど、極めて深刻な状況にあります。**

仕事の内容別に見ると、**剪定作業と除草作業で全体の 7 割以上を占めています。**そのうち約 6 割は墜落・転落による事故であり、剪定作業は全て脚立・梯子からの転落、除草作業では作業場付近の危険箇所(崖下、谷川、くぼみ等)への転落、法面でバランスを崩したことによる転落による事故でした。これらの事故のうち、**保護帽を着用していない、またはあご紐の固定が不十分であった事例は 16 件中 10 件に上っています。**保護帽を適切に着用していれば、重篤化を防げた可能性のある事故もあったのではないかと考えられます。

シルバー人材センターは、働くことを通じて健康の維持・増進や生きがいの創出、社会参加を希望する高年齢者に対し、就業機会を提供することを目的としています。そのため、安全な就業の確保は事業運営の根幹を成すものであり、特に就業中の死亡事故については、あらゆる手段を講じて全力で防止に取り組む必要があります。

◆ 1ヵ月以上 6ヵ月未満の入院事故及び後遺障害

令和 7 年度における、1ヵ月以上 6ヵ月未満の入院事故および後遺障害の事故件数は 233 件であり、前年度と比較して 39 件減少しました。就業中および就業途上のいずれにおいても、過去 5 年間で最も少ない件数となっています。また、仕事の内容別に見ても、全体的に減少傾向が見られました。

■ [1ヵ月以上6ヵ月未満の入院・後遺障害] 発生件数内訳

	総数	剪定等	除草	清掃	その他	途上
R6	272	69	34	46	45	78
R7	233	56	25	39	48	65

◆ 令和8年度を迎えて全シ協より

就業中における重篤事故の防止は喫緊の課題です。令和 8 年度は、特に発生件数の多い剪定作業時における脚立等からの転落事故ゼロを重点目標の一つとして取り組みます。「1m は一命取る」と言われるように、わずか 1m 程度の高さからの転落であっても、頭部を打つなどして命を落とす危険があります。この点を十分に認識し、常時保護帽の着用を徹底するとともに、脚立や足場板を使用する場合は安定した設置場所を確保してください。また、2m 以上の高さにおける樹上での作業(高所作業)は極力行わないこととし、2m 未満であっても樹上で作業を行う場合には、必ず墜落制止用器具(安全帯)を使用するなど、安全対策の徹底を図ってください。業界全体で、より一層強固な安全対策に取り組んでいきましょう。(参照:全シ協『安全就業の手引』104~105 頁)

令和7年度 事故発生数

重篤事故: **44 件** **!** 過去 5 年間で最多

1ヵ月以上 6ヵ月未満の入院事故及び後遺障害: **233 件**

■ 直近6年間の[重篤事故] 発生件数

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総件数	41	39	29	36	36	44
就業中	26	27	19	25	22	35
途上	15	12	10	11	14	9

■ 直近6年間の[死亡事故] 発生件数

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総件数	27	26	20	23	26	28
就業中	14	20	15	17	15	23
途上	13	6	5	6	11	5

令和 7 年の労働安全衛生法改正により

高齢労働者の労働災害防止措置が「努力義務」に

「高齢者の労働災害防止のための指針」が令和 8 年 4 月 1 日から適用されます

高齢労働者の増加に伴い、転倒や腰痛などの労働災害が増加しています。これを受け、高齢者が安心・安全に働ける職場環境の実現に向け、国は 2020 年に、事業者に求められる取組事項を取りまとめた「高齢者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を公表しました。

さらに 2025 年度の法改正により、高齢労働者の労働災害防止措置が努力義務化され、2026 年 4 月から施行されました。これにより、同ガイドラインは法的根拠を持つ指針へと強化されました。

詳細については、「[全シ協 会員専用ページ](#)」お知らせ一覧に掲載の資料をご確認ください。

シルバー人材センターにはどう係わるのか

請負・委任

「請負の形式による契約により業務を行う者についても、この指針を参考にして取り組むものであること」

関係通達「高齢者の労働災害防止のための指針について」（令和 8 年 2 月 10 日付基発 0210 第 1 号）

労働派遣事業

派遣元であるシルバー連合では、高齢者の健康保持や雇入れ時の安全衛生教育への取り組みが求められ、派遣先の事業所には全ての項目に取り組みが求められることに留意してください。

事業者求められる取組 —— 5つの項目

1 安全衛生管理体制の確立等

- ▶経営トップが高齢者労働災害防止対策に関する方針を示し、組織や担当者を指定するなどして実施体制を明確化する。安全衛生委員会等で高齢者労働災害防止対策に関する事項を調査審議する。
- ▶高齢者の労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハットをもとに危険源を洗い出し、リスクの高さを考慮して対策の優先順位を検討（リスクアセスメント）する。

2 職場環境の改善

- ▶身体機能が低下した高齢者であっても安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、対策を講じる。
- ▶筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能及び認知機能の低下等の高齢者の特性を考慮し、作業内容等の見直しを検討、実施する。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- ▶労働安全衛生法で定める雇入れ時及び定期的健康診断を確実に実施する。高齢者が自ら健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましい。
- ▶高齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましい。
- ▶健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行う。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- ▶個々の高齢者の健康や体力の状況、基礎疾患の罹患状況を踏まえ、就業上の措置を講じる。
- ▶高齢者の業務内容の決定の際には、健康や体力の状況に応じて適合する業務をマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮する。高齢者の治療と仕事の両立については、「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努める。
- ▶各種指針に基づく、労働者の健康保持増進対策やメンタルヘルスケアに取り組むよう努める。

5 安全衛生教育

- ▶労働安全衛生法に基づく雇入れ時の安全衛生教育等を確実に実施するとともに、高齢者への教育においては写真や図等を用いて理解しやすい工夫を行い、未経験の業務については特に丁寧な教育を行う。
- ▶安全衛生教育を行う者や、業務の管理監督者、高齢者と共に働く各年代の労働者に対しても、高齢者の特性と高齢者に対する安全衛生対策についての教育を行うことが望ましい。

シルバー人材センターが取り組むこと

今回改正された指針を参考に、各センターで就業環境および作業内容の見直しと改善を行うとともに、会員の健康・体力チェックを継続的に実施し、会員さんそれぞれの年齢や健康状態、体力に応じた適切な業務のマッチングが行われるよう取り組んでください。

- ・会員さんと職員の間で安全に関する定期的な意見交換を活発に行いましょう。
- ・毎年受注しているような作業であっても油断せず、就業環境・作業内容の見直しを行い、就業する会員に応じた検証を行うことが重要です。

熱中症からカラダを守る！ 早めの準備で熱中症ゼロへ

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が公表されました

近年の熱中症災害の増加を受け、厚生労働省は令和7年度に労働安全衛生規則を改正し、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、その状況に応じて迅速かつ適切に対応できるよう、事業者に対し報告体制の整備や手順の作成等の措置を義務付けました。このたび、この改正を踏まえ、令和8年夏に向けた対策について検討が行われ、検討会の報告書とともに、予防策強化のための具体的方法を示したガイドラインが公表されました。

ガイドラインでは、個人事業者等についても、自らの熱中症発症を予防するため、事業者と同様の対応を行うことが望ましいとされています。シルバー人材センターにおいては、会員さん任せとするのではなく、事業所をセンターに、労働者を会員さんに置き換えた場合に必要となる対策について、ガイドラインに準じた対応を講じることが望まれます。

● 詳細については、「[全シ協 会員専用ページ](#)」お知らせ一覧に掲載の資料をご確認ください。

実施時期

当年の気温上昇の状況や地域差にもよりますが、おおむね4月中までに、夏季に熱中症のリスク評価、労働衛生管理体制の確立、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育が円滑かつ継続的に実施できるように準備をすることが望ましく、特に気温が急激に上昇する時期や猛暑日、酷暑日は、作業者に対していつも以上に注意喚起することが重要であるとされています。

令和7年度のシルバー人材センターでの熱中症事故

令和7年度には2名、令和6年度は3名の方が就業中の熱中症が原因で命を落とされています。このような悲しい事故をゼロにするために、熱中症による重篤化のリスクが高い高齢者の方々が働くシルバー人材センターにおいては、熱中症をおこさせないための作業環境及び作業内容の見直しと対策に加え、熱中症疑いが発生した場合の対応や報告体制の整備および手順等の作成、またそれらの会員さんへの確実な周知が求められます。特に緊急時に発見が遅れる危険性のある一人作業はできるだけ避け、複数作業でも休憩時間を含め一人にしない等の対策が重要です。令和8年の夏も暑くなることが考えられることから、令和7年度の振り返りを含め、予防策を一層推進していく必要があります。

■ 熱中症による死亡事故

R6年7月	男性	除草	2人で杉苗の除草中、1人の会員が休憩で現場を離れ戻ったところ、もう1人の会員の姿が見当たらず、出てくるだろうと作業を再開したところ倒れているのを発見した。
R6年7月	男性	除草	集草作業中、その場にしゃがみ込んでしまい冷房にあたり水分補給を促したが立ち上がったところその場に倒れてしまい、1ヵ月後亡くなられた。朝から動きが悪く、休憩をとるように班員から言われていた。
R6年8月	女性	清掃	マンションの隣の庭に掃除道具を返却するため入ったところで倒れた。庭は垣根で覆われており、外から内部を窺うことは不可能な環境だった。
R7年7月	男性	墓地清掃	2人で墓地清掃中、当該会員が倒れる。一緒に作業していた会員が冷却処置等行うも改善されず、緊急搬送されたが、その後亡くなられた。
R7年8月	男性	墓地清掃	早朝から墓地の除草作業で、帰宅後体調が優れなかったのか横になっていたところ家族が異変に気づき緊急搬送されたが、その後亡くなられた。

ガイドラインでは、発注者に対しても、夏季の屋外作業は熱中症リスクが高いことを踏まえ、工期や経費に配慮することが望まれるとともに、作業中の休憩や水分補給の必要性を理解することが重要であるとしています。会員さんの中には、こまめに休憩をとることや作業に時間がかかることを気にして、無理をしてしまう方も見受けられます。そのため、受注の段階からセンターが発注者に対し、夏季の作業時間や納期等について丁寧に説明し、理解を得ることが重要です。また、その内容を会員さんにも伝え、安心して作業に取り組める環境を整えることが求められます。

☎ 救急安心センター事業【#7119】とは

熱中症の疑いがある場合は、本人に自覚症状がない、または大丈夫との申し出があってもためらわず、速やかにセンターへ連絡し、手順に応じて救急要請を行ってください。

判断に迷った時は、#7119に相談を！

休んでいる時間も、決して一人にしないでください。



「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・救急救命士から電話でアドバイスを受けることができる仕組みです。

現在、全国41地域で実施しています。

重篤事故
死亡又は6ヶ月以上の入院

8件(死亡6件)

1ヶ月以上6ヶ月未満の
入院及び後遺障害の事故

28件

1 重篤事故

3月は8件の重篤事故報告があり、その内死亡事故は6件でした。

内訳は、就業中の事故が7件、就業途上の事故が1件となっています。

3月までの累計は44件となり、前年度同月より8件の増加、就業中・就業途上別では就業中の事故が13件の増加、就業途上の事故が5件の減少となっています。

<死亡事故>：6件

【就業中の事故】：5件

植木・樹木の剪定作業中の事故：2件 「墜落・転落 (No.40)」／「蜂・犬・蛇等に刺され・噛まれ」(No.42)
除草作業中の事故：1件 「おぼれ」(No.37)
その他作業中の事故：2件 「交通事故(道路)」(No.38)／「はさまれ、巻き込まれ」(No.43)

【就業途上の事故】：1件

自動車運転中の事故：1件 「転倒」(No.39)

<6ヶ月(180日)以上の入院事故>：2件

植木・樹木の剪定作業中の事故：1件 「墜落・転落 (No.41)」
※令和7年度7月に「1ヶ月以上6ヶ月未満の入院事故及び後遺障害」で報告済みの事故が、入院6ヵ月以上となったもの。
除草作業中の事故：1件 「墜落・転落 (No.44)」

【安全上の課題と今後の対応】

《植木・樹木の剪定作業中の「墜落・転落」事故》

今月報告のあった剪定作業中の墜落・転落事故は、いずれも保護帽および安全帯が未着用の状態で発生したものでした。保護帽未着用による重篤事故が再び増加傾向にあります。剪定作業に当たる会員の皆さまにおかれましては、改めて、作業中は常時保護帽を着用していただくよう、強くお願いいたします。

《除草作業中の「墜落・転落」事故》

転落の危険性がある場所(土手、法面、斜面、崖・用水路付近等)における除草作業では、事前の現場確認や注意喚起を行っていても、予期せぬ事故が発生してしまう場合があります。「確認したし、気を付ければ大丈夫」といった認識にとどまることなく、事故を未然に防ぐためのもう一歩先の対策が必要です。具体的には、危険箇所にはコーン等を設置する立ち入り禁止措置(目視で分かるようにする)や、危険箇所付近での作業は受注体を控えるなど、事故を発生させないための対応の徹底が求められます。

また、法面での草刈作業中にバランスを崩して斜面を転落する事故も多く発生しています。急斜面での作業は控え、降り方向の作業、上下作業の禁止、30分毎に休憩をとるなど、無理せず安全を最優先に作業にあってください。

《自転車乗車中の事故》

自転車に乗る際、ヘルメットを着用していますか。高年齢になると自転車での転倒リスクが高くなり、縁石や路面等に頭部を強打することで死亡に至るケースもあります。これまで着用していなかった場合、ヘルメットをかぶり始めるタイミングを得にくいと思われますが、事故が起きてからでは遅すぎます。一人ひとりの意識を高めることはもちろん、仲間同士やセンター職員が声を掛け合い、「自転車乗車時はヘルメット着用が当たり前」となるよう、広く促していくことが重要です。

3月報告分までの累計

※()は当月報告分

	令和7年度累計					前年度(令和6年) 同月 累計				
	件数	事故の程度		性別		件数	事故の程度		性別	
		死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性
就業者	35(7)	23(5)	12(2)	32(6)	3(1)	22	15	7	20	2
就業途上	9(1)	5(1)	4(0)	4(0)	5(1)	14	11	3	11	3
計	44(8)	28(6)	16(2)	36(6)	8(2)	36	26	10	31	5

3月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	保護帽	安全帯	交通手段
37	男性 71 歳	就業者 (死亡)	用水路のわきの草刈作業中、足を滑らせ用水路に転落。深さ約 1.5m の用水路を約 3.5 km 流された。救出された時に意識はなく、緊急搬送されたがその後亡くなられた。	○	—	—
38	女性 81 歳	就業者 (死亡)	立ち位置での就業を終え、待機する場所である小学校へ戻る途中、青信号の交差点を横断中、右後方から左折進行してきた大型貨物自動車に轢かれた。重症頭部外傷。	—	—	—
39	女性 73 歳	途上 (死亡)	就業後の帰宅中、自転車で緩やかな下り坂を走行中にバランスを崩して転倒し鉄柱に頭部を強打。重症頭部外傷。	—	—	自転車
40	男性 82 歳	就業者 (死亡)	2~3m の木の剪定作業中バランスを崩し脚立から転落し後頭部を強打。保護帽・安全帯未着用で、一人作業であった。外傷性くも膜下出血。	×	×	—
41	男性 82 歳	就業者 (入院)	枯れ枝の伐採中、三脚の 5 段目から落下。頭を打ち付けたため、ドクターヘリで緊急搬送された。頭部損傷。	×	×	—
42	男性 75 歳	就業者 (死亡)	ツツジの中のカヤの除去作業中、ハチに刺されたためポイズンリムーバーで吸引、腫れもなく本人より大丈夫ということだったので、休憩後作業を開始したが、少し体調が悪いということで再度休憩。作業終了後も具合が悪そうだったため班長が救急車を手配しようかと声をかけたが本人より断られた。当該会員はセンターから借りた軽トラックを返しにセンターへ向かったが、班長が心配して後を追ひ、センターで到着の有無を確認したところ、センター駐車場で、自家用車内で痙攣している状態で発見。直ちに救急車を要請したが、搬送後に亡くなられた。	○	—	—
43	男性 76 歳	就業者 (死亡)	派遣先の工場内で従業員 1 名と段ボールをパッカー車に投げ入れていた。段ボールを入れた際にパッカー車のプレスプレートに巻き込まれた。緊急搬送されたがその後亡くなられた。	○	—	—
44	男性 65 歳	就業者 (入院)	敷地奥の土手(1.8m 程度)で刈払機を使って草刈作業中にバランスを崩して垂直面を転落。頸椎骨折。	○	—	—



剪定作業は



その「ちょっとだけ」が危険のサイン！

作業者全員で常時 保護帽チェック！



保護帽

を必ず着用してください！



② 1ヶ月以上6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

3月は28件の事故報告がありました。

内訳は、就業中の事故が22件、就業途上の事故が6件となっています。

前年度同月と比べると事故件数は1件の増加、就業中・就業途上別にみると、就業中の事故が4件の増加、就業途上の事故が3件の減少となっています。また、男女別では、男性は18件で3件の増加、女性は10件で2件の減少となっています。4月からの累計は233件で、前年度同月より39件の減少となっています。

【就業中の事故】：22件

植木・樹木の剪定作業中の事故：9件 「墜落・転落」6件 (No.209、214、219、232)
「転倒」2件 / 「激突され」1件 (No.207)

除草作業中の事故：4件 「墜落・転落」2件 (No.208、222)
「転倒」1件 / 「切れこすれ」1件 (No.233)

清掃作業中の事故：6件 「転倒」4件 / 「激突され」1件 (No.210) / 「その他」1件

その他の事故：3件 「転倒」2件 / 「動作の反動無理な動作」1件 (No.213)

【就業途上の事故】：6件

自転車の事故：4件 「転倒」4件 (No.216、220)

徒歩の事故：2件 「転倒」2件

【安全上の課題と今後の対応】

《草刈機を使用した複数人での作業の注意点》

作業者同士の距離：**15m以上空け**、常に他の作業者の位置を確認しながら作業にあたってください。

作業が広範囲にわたる場合や、作業に集中しすぎてしまう危険性がある場合は、見張り人の配置も有効です。

作業者へ声をかける際は、呼び笛等を使用し、安易に近づかないようにしてください。やむを得ず近づく場合は、必ず前方から声掛けを行い、刈刃が完全に停止していることを確認した上で接近してください。後方から近づく行為は大変危険であるため、行わないでください。

《チェーンソーを使用する作業について》

労働安全衛生法では、チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理および造材の業務は、安全確保の観点から、当該業務に従事する者に対し**特別教育の受講が義務付けられている危険または有害な業務に分類されています**（労働安全衛生法第59条および労働安全衛生規則第36条）。

また、シルバー人材センターにおいては、危険または有害な作業を内容とし、高齢者にふさわしくないと判断される作業、または重大な災害につながるおそれのある作業については、高齢者の能力や体力に応じた仕事を提供するという事業の趣旨に反することから、受注しないよう留意することとされています（平成3年11月1日付高雇発第40号通達）。

チェーンソーを使用した作業は重大な事故につながるおそれがあります。**やむを得ず受注する場合は、労働安全衛生法に準じ、就業者全員が特別教育を受講してください。**あわせて、以下の安全が確保できない場合には、受注を控えてください。

- ① 樹高、胸高直径、周辺環境等について現場を事前に確認し、その結果を記録すること。
- ② 就業する会員全員が特別教育を受講していること。
- ③ 契約書により作業内容を明確にし、契約外の作業を行わせないこと。
- ④ 複数人で作業を行うこと。
- ⑤ 作業手順および安全対策を整理した作業計画を作成すること。
- ⑥ 下肢の切創防止用保護衣、保護帽、防振手袋、安全靴等、適切な保護具を使用すること。
- ⑦ 胸より高い位置での使用は危険であるため行わないこと。また、脚立等に乗っての作業も行わないこと。



《三脚使用時の注意点》

三脚の使用にあたっては、転落事故を防ぐため、正しい使用方法を守ってください。脚立上で木の枝や物を無理に押し下ろしたり引いたりせず、天板に乗ったり身体を乗り出したりしないでください。昇り降りは三脚に正対して行い、背を向けたままの昇降は避けてください。また、折り畳んだまま立て掛けたり、水平にして使用することは禁止されています。

仕事の内容			事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
			3月	累計	3月	累計	3月	累計	3月	累計
就業中	植木・樹木の剪定等		9(3)	56(69)	9(3)	54(67)	0(0)	2(2)	76	76
	除草作業		4(0)	25(34)	3(0)	19(31)	1(0)	6(3)	78	77
	屋内・屋外清掃作業		6(9)	39(46)	1(3)	11(18)	5(6)	28(28)	75	77
	その他		3(6)	48(45)	2(5)	33(40)	1(1)	15(5)	80	79
	計		22(18)	168(194)	15(11)	117(156)	7(7)	51(38)	77	77
就業途上	交通手段	徒歩	2(2)	17(24)	1(1)	7(13)	1(1)	10(11)	78	77
		自転車	4(5)	42(43)	2(2)	25(27)	2(3)	17(16)	82	81
		バイク	0(1)	3(9)	0(0)	2(5)	0(1)	1(4)	—	79
		自動車	0(1)	3(2)	0(1)	2(2)	0(0)	1(0)	—	83
		計	6(9)	65(78)	3(4)	36(47)	3(5)	29(31)	80	80
合 計			28 (27)	233 (272)	18 (15)	153 (203)	10 (12)	80 (69)	79	79

3月に報告のあった主な事故の内容

No.	分類	年齢	性別	事故の状況
207	植木・樹木の剪定等／ 激突され	71 歳	男性	個人宅における樹木伐採作業中、1 人が杉の木をチェーンソーで伐採する際に声掛けを行ったが、倒木処理にあたっていた 2 人はこれに気付かず、伐採木が会員に直撃し下敷きとなった。被災者は首の骨折及び脊椎の損傷により下半身の感覚がない状態となった。 保護帽なし
208	除草作業／墜落・転落	77 歳	男性	5 人で休耕地の草刈り作業中、1 人でトラックの荷台に上がり積み込んだ残材を足で押し固める作業をしていたところ、残材が背丈の高い草であったため、足元が上下に反発し、荷台側面の側板を飛び越えて後ろ向きに 1.5m 下の路面に転落したと思われる。頸椎骨折（下半身等の神経障害の恐れあり）
209	植木・樹木の剪定等／ 墜落・転落	76 歳	男性	作業開始前から 三脚に不具合が認められていた が、簡易な応急修繕で作業を行っていたところ三脚が壊れ転落。三か所脚部骨折。
210	屋内・屋外清掃作業／ 激突され	73 歳	女性	灰皿の掃除をしていたところ、横に駐車されていた乗用車が急に動き出し、接触。出血が多く救急搬送された。当日は日差しが強く、平時とは異なる場所で作業を行っていた。左肩骨折。
213	その他の作業／ 動作の反動無理な動作	74 歳	男性	駐輪場で車両の移動作業中、モペットを移動させようと力をいれたところ、車両の重量に耐え切れずに背中に痛みが生じた。背骨の圧迫骨折。
214	植木・樹木の剪定等／ 墜落・転落	77 歳	男性	学校敷地内で枯れ枝の下ろし作業を、三脚をたてて行っていたところ、バランスを崩し、右足から転落。脊柱、腰部、下肢骨折。 保護帽なし
216	途上 自転車／転倒	81 歳	男性	就業場所へ自転車で走行中に転倒し全身を強打した。そのまま就業したが痛みが強くなり痺れてきた為救急車を要請しそのまま入院となった。左大腿骨骨折、左そ骨骨折、左肘骨折。
219	植木・樹木の剪定等／ 墜落・転落	69 歳	男性	梯子に乗り桜の枝を伐採していたところ切断した枝が梯子にあたり傾き転落。第12胸椎椎体骨折。安全帯の留め具がきちんと締められていなかった。
220	途上 自転車／転倒	83 歳	女性	自宅から就業場所へ自転車で向かう途中、対向車が来たため路肩へ寄ろうとした際によりめき転倒。ヘルメット着用。
222	除草作業／墜落・転落	85 歳	男性	竹を伐採中、鋸を持ったまま隣へ移動しようとした際、足を滑らせて擁壁（2.4m）上部から道路に転落した。擁壁上部は竹や草が生え、歩く場所が狭くなっていた。肋骨骨折、骨盤骨折。
232	植木・樹木の剪定等／ 墜落・転落	77 歳	男性	剪定作業中、7 尺の三脚を、支柱を畳んだまま堀に立てかけていた。三脚の 6 段目に乗りバリカンを持って手を伸ばしたところ三脚の下部が浮いてバランスを失い堀の内側に背中から転落。椎骨棘突起骨折。
233	除草作業／切れ、こすれ	69 歳	男性	チップソーを使用した草刈り作業で、作業開始時は 6m 以上離れた状態で作業を始めたが、お互いが後ろ向きに接近していることに気づかず作業を続け、木の根っこでキックバックした刃が被害会員の左膝の裏部分に接触して深く切り救急搬送。通常はナイロンカッターで作業するが、大雨の影響で草刈機の修理が必要になり、また草丈が腰まで伸びていたためチップソーで作業していた。

③ シルバー派遣事業における労働災害報告の事故(休業1ヶ月以上)

1月の仕事の分類別では、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」が5件、「製品製造・加工処理の職業」「清掃の職業」が2件、「教育の職業」「出荷・受付係事務員」「商品販売の職業」「販売類似の職業」「保健医療の職業」「生活衛生サービスの職業」「飲食物調理の職業」「その他のサービスの職業」「農業の職業」「機械整備・修理の職業」「自動車運転の職業」が各1件発生し、合計20件で、前年度同月より3件の増加となっています。

また男女別では、男性は10件で3件の増加、女性は10件で同数となっています。

4月からの累計は、146件で前年度同月より20件の増加となっています。

なお、1月は1件の死亡事故が発生しています。(商品販売の職業)

令和7年度 1 月分 ()は令和6年度同月の発生件数

	仕事の分類(中分類)	中分類 コード	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
			1月		1月		1月		1月	
			1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計
業務災害	製造技術者	8	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	71
	建築・土木・測量技術者	9	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	69
	保健師、助産師、看護師	13	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	社会福祉の専門的職業	16	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	—	71
	教育の職業	19	1 (0)	5 (2)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (2)	71	73
	一般事務の職業	25	0 (1)	3 (5)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (5)	—	79
	出荷・受付係事務員	27	1 (0)	3 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	75	75
	商品販売の職業	32	1 (1)	4 (7)	1 (0)	2 (3)	0 (1)	2 (4)	76	76
	販売類似の職業	33	1 (0)	4 (1)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	68	72
	家庭生活支援サービスの職業	35	0 (2)	8 (7)	0 (0)	4 (1)	0 (2)	4 (6)	—	76
	介護サービスの職業	36	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	78
	保健医療の職業	37	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	74	74
	生活衛生サービスの職業	38	1 (0)	2 (2)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	73	75
	飲食物調理の職業	39	1 (1)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6 (5)	77	74
	接客・給士の職業	40	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	—	—
	施設・ビル等の管理の職業	41	0 (0)	8 (8)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	—	69
	その他のサービスの職業	42	1 (1)	5 (4)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	3 (3)	68	70
	農業の職業	46	1 (0)	5 (3)	1 (0)	5 (2)	0 (0)	0 (1)	66	71
	林業の職業	47	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	76
	製品製造・加工処理の職業	54	2 (1)	9 (7)	0 (0)	4 (3)	2 (1)	5 (4)	70	73
	機械整備・修理の職業	60	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	73	73
	自動車運転の職業	66	1 (2)	2 (6)	1 (2)	2 (5)	0 (0)	0 (1)	75	74
	その他の輸送の職業	68	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
	建設の職業	71	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	78
	運搬の職業	75	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	—	69
	清掃の職業	76	2 (5)	17 (20)	0 (2)	7 (11)	2 (3)	10 (9)	74	76
	包装の職業	77	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	—	73
	その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	5 (1)	52 (40)	2 (1)	28 (26)	3 0	24 (14)	67	72
	計	—	20 (17)	146 (126)	10 (7)	80 (65)	10 (10)	66 (61)	72	73

「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。
(令和6年4月19日付 6全シ協発第11号により通知済)



～ 東京都における安全就業の取組 ～

1. 東京都シルバー人材センター連合（公益財団法人東京しごと財団）の概要（令和6年度実績）

(1) センター数	58 団体（国庫補助対象 58 団体）
(2) 会員数	80,820 人（男性 49,210 人、女性 31,552 人、性別不明 58 人）
(3) 粗入会率	2.0%
(4) 就業実人員	総合 61,930 人（請負・委任 59,733 人 派遣 4,638 人）
(5) 就業率	総合 76.6%（請負・委任 73.9% 派遣 42.8%）
(6) 就業延人員	7,454,911 人日（請負・委任 7,141,103 人日 派遣 313,808 人日）
(7) 受注件数	167,144 件（請負・委任 164,431 件 派遣 2,713 件）
(8) 契約金額	36,320,452 千円（請負・委任 34,237,597 千円 派遣 2,082,855 千円）

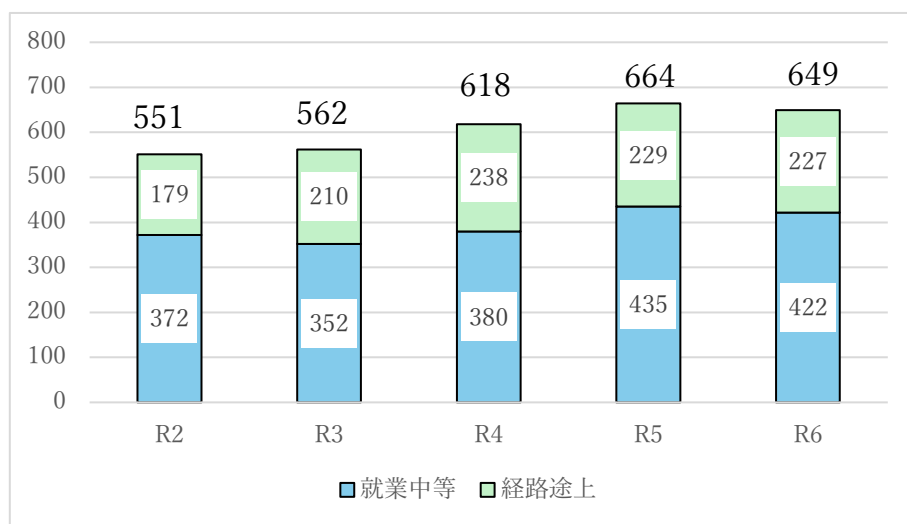
2. 過去5年間の事故件数

(1) 傷害事故（保険金受取ベース）

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
傷害事故件数	551	562	618	664	649
(内、死亡・重篤)	4	3	2	5	1

< 傷害事故の推移（就業中/経路途中別） >



(2) 損害賠償事故（保険金受取ベース）

（単位：件、千円、%）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事故件数	175	192	202	186	191
植木・造園工事	49	48	56	47	60
家事援助サービス	50	38	28	27	35

令和6年度の傷害事故は、649 件でした。直近3年間で見ると 600 件台と高止まり、事故の型を見ると全体の約 40%が転倒事故でした。さらに、令和7年度は傷害事故が過去最悪のペースで発生しており、令和8年1月末現在で 640 件と、令和6年度の件数にほぼ並ぶ状況となっています。重篤事故も7件、うち死亡事故が3件発生しており由々しき事態となっています。

また、令和6年度の損害賠償事故は 191 件と令和5年度に比べて5件 (0.9%) 増加し、職群別では令和6年度も「植木・造園工事」と「家事援助サービス」での事故が目立ちました。中でも「家事援助サービス」での事故が多いのは、多くの人口を抱える東京都の特徴と言えます。

3. 安全就業の取組

(1) 安全就業推進連絡会議の開催

都内を7ブロックに分け、各ブロックから代表の安全就業推進委員を選出して、会議を開催しています。(年3回)

開催日 (令和7年度)	主な協議事項
令和7年 5月23日(金)	1. 令和6年度 事故発生状況 2. 令和7年度 安全就業パトロールの巡回指導等について 3. 令和6年度 下半期 植木安全就業パトロール報告について 4. 屋外作業を主なものとする契約(清掃、除草及び広報配付等)締結に際しての気象に関連する事故防止のための要望について 5. 令和8年度 安全就業標語選考の流れ(案)、令和7年度 選考結果 6. 令和7年度 シルバー人材センター安全大会について(案) 7. 安全管理者選任時研修受講の流れについて 8. 令和7年度 安全就業関連の研修・会議等の予定 9. 令和7年度 熱中症予防について 10. 令和7年度 出張研修メニュー一覧 11. 令和7年度 ブロック安全就業研修会の開催について 12. 令和7年度 損害保険担当者会議の開催について
令和7年 11月14日(金)	1. 令和7年度上半期 事故発生状況 2. 令和7年度 植木安全就業パトロールの経過報告について 3. 令和8年度 安全就業標語について 4. 令和7年度 刈払機による飛び石事故防止講習の実施について 5. 令和7年度 安全管理委員フォロー研修【悉皆研修】について 6. 警視庁による交通安全対策の推進の依頼について
令和8年 2月20日(金)	1. 令和7年度 事故発生状況 2. 令和8年度 安全就業対策の取り組み 3. 令和7年度安全就業パトロールの巡回指導について 4. 令和7年度 植木安全就業パトロールの経過報告について 5. 令和7年度 自転車の道路交通法の改正について 6. 令和8年度 安全就業標語の選定について

(2)安全大会の開催

例年、東京都連合では、事故ゼロに向けた機運の醸成を目的に「シルバー人材センター安全大会」を開催し、シルバー人材センターの安全就業の功績を表彰するとともに、安全就業の情報提供を行っています。

令和7年度は、9月26日（金）に、都内シルバー人材センターの役員、会員及び事務局の皆様、関係機関の皆様、計98名に参加いただき、東京しごとセンター地下講堂で開催しました。

参加者のアンケートからは、「役に立つ情報がたくさんあり、わがセンターで共有し実践したい」「連合とダイヤ高齢社会研究財団との共同研究結果の発表が待ち遠しい」といった感想が多く寄せられました。



4. 安全だよりの発行

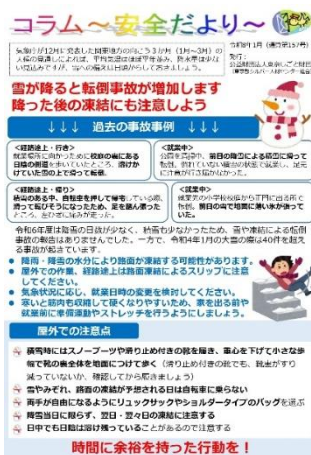
東京都シルバー人材センター連合では、安全就業に関する情報共有を目的として「安全だより」を毎月1回発行しています。

転倒事故、自転車事故、高所からの転落事故、蜂・茶毒蛾被害、刈払機事故など、事故防止に向けた安全への取り組みテーマは盛りだくさんです。会員が実際に働く際に役立つ豆知識や情報を共有しております。

東京都連合のホームページより、バックナンバーも含めいつでもご覧いただけます。

●東京都連合ホームページ

<https://www.tokyosilver.jp/work/approach/anzendayori/>



5. 令和7年度新規講習「刈払機による飛び石事故防止講習（見積安全対策編）」

刈払機使用による飛び石事故が散見していることから、未然の事故防止を目的とした講習を実施しました。見積時に「飛び石事故のリスクの高い作業や危険な作業等については受注しない」ことにより、事故を未然に防ぐ内容です。

認定安全講師資格の有資格者を講師に迎え、センターにおいて受注案件に接する際の注意点等について、主に受注担当者向けに講習を実施いたしました。

参加者のアンケートからは「見積時の気付きで、作業の範囲が大きく変化し、作業一つ一つの根拠が大切だと気付いた」「無理な現場は断る勇気が必要だと感じた」など、感想をいただきました。



6. 今後の取組

東京都シルバー人材センター連合では、令和8年度から連合本部に安全就業専任の係を新たに設置し、より強固な体制でセンターを支えていくとともに、「令和8年度東京都シルバー人材センター連合安全就業対策の取り組み」を策定し、連合とセンターが一丸となり安全就業に取り組めます。

今回の策定にあたっては、厚生労働省の「高齢者の労働災害防止のための指針」を踏まえた内容とし、指針内の「3 高齢者の健康や体力の状況の把握」「4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応」を反映しました。

また、安全管理委員会との連携強化として、安全就業巡回指導の他に、連合の安全活動強化支援員と職員が3か年で都内 58 センターを訪問し、委員会に直接参加することにより、委員会のより一層の活性化を目指します。

さらに、転倒事故が増加しているため「フレイル対策リーダー養成講習」を立ち上げ、各センターの会員をフレイル対策リーダーとして養成し、養成したリーダーが各センターで健康増進・体力維持等を実施することで事故防止に努めます。

令和7年度からは交通事故による死亡事故が発生したため、警視庁と連携（交通安全講習への協力、交通安全に関する情報提供）し、交通事故防止に努めています。

最後に熱中症対策として、今年5月までに「熱中症対策ガイドライン」を作成し、都内センターに配布する予定です。熱中症に起因する事故防止を図ってまいります。

◆◆◆◆◆ 東京都シルバー人材センター連合さんからの報告でした ◆◆◆◆◆
ご報告、誠にありがとうございました。



安全就業に係る 全シ協 販売書籍のご案内

他にも様々な書籍を販売しております。
全シ協 HP、【書籍のご案内】から一覧
をご覧ください。
ぜひ、ご活用ください。



『安全就業のためのチェックポイント』

会員の皆様が安全に就業するための
要点を、全カラー版でまとめたイラスト
小冊子です。

※注：10部以上からお申し込みください。
A4判、32ページ
定価 242 円(税込)、送料実費



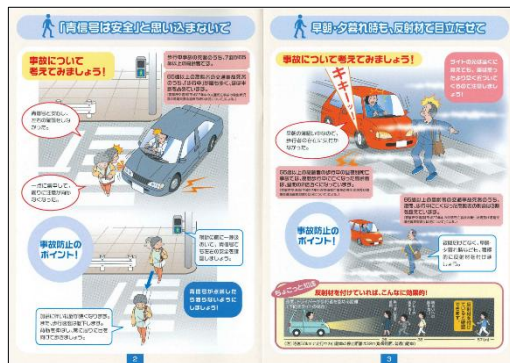
内容(抜粋)



『事故に学ぶ交通安全のポイント』

交通事故の被害者にも加害者にも
ならず、いつまでも健康で”生涯現
役”として活躍していただくため、事
故事例からポイントをまとめた冊子
です。

※注：10部以上からお申し込みくださ
い。A4判、20ページ
定価 220 円(税込)、送料実費



内容(抜粋)



『会員必携 安全就業ハンドブック』

安全就業の心得をはじめ、仕事別の安全対策な
どを分かりやすく解説したポケット版の会員必携ハ
ンドブックです。

会員の皆さまお一人おひとりに、ぜひお持ちいた
だきたい手帳です。

※注：10部以上からお申し込みください。

変形 B7 判(縦 12.5cm×横 7.6cm)/44 ページ
定価 187 円(税込)、送料実費



内容(抜粋)

購入ご希望の連合本部・センターは、
SC 事務局用ページ「書籍の購入申込み」メニューからお申込みください。



あいおいニッセイ同和損保様制作

草刈り作業に関する安全啓発動画のご紹介

動画「草刈り作業時の重大事故の危険性と防止対策について」

動画では、草刈り作業に潜む 7 つの危険ポイントについて、事例を交えながら分かりやすく紹介しています。視聴者が危険を予測しながら理解を深められる内容となっており、あわせて具体的な対策方法や作業時の心構えについても解説しています。

安全教育は繰り返しが大切です。
日頃の安全対策を見直すきっかけとして、ぜひご活用ください。



ジェスチャーや呼び笛も効果的です



動画はこちらの QR コードからご覧いただけます



損害保険代理店(株)全福サービスのホームページにおいても動画をご覧いただけます

▶https://www.zenpuku.co.jp/images/kusakari_jiko.mp4

編集後記

以前ご紹介した、我が家の近所にあるとても美味しい中華料理店についてのお話です。その店は繁盛していて予約が必須です。一応我が家の行きつけとして気軽に利用していました。しかし 1 年ほど前から徐々に足が遠のき、今では 2 か月に 1 度程度の利用となり特別感のある店となっています。なぜそうなったか？振り返ると、ここ数年で食材の使い方や料金にじわじわと変化が生じているのです。最初は食材のチョイスが変わり、だんだんと大きさが変わっていききました。私のようなバカ舌でも長く通っているとその違いには敏感に感じとれてしまいました。決して手抜きはしていないけれど工夫をしながら経費節減しようと努力していることが伝わってきます。味は変わらないけれど何か物足りなさを感じるようになった頃です、大幅な値上げとなりました。以前のクオリティのままの値上げなら、物価高だし仕方ないと納得もできますが、食材や量に変化があった上でのこの値上げはどこか信頼を揺るがされるような気分になり、今後も変わらず応援し続けたい気持ちとの葛藤にかられています。この店がはじめてから普通レベルの料理の提供であればこのような感情は抱かなかったはずで、これまでが安すぎたのかもしれませんが、一度感じた満足感や上がってしまった期待値はなかなか戻らないものだ実感しています。それでもなお私がこの店に通いたいと思う理由は店主とスタッフの方々の人柄の良さです。温かい接客や誠実な姿勢に触れるたびに、これからも頑張ってもらいたいと心から思うのです。

このような話は、飲食店に限らずシルバー人材センターの役務の提供(サービス)にも通じるものがあるのではないのでしょうか。長く時間をかけて築いてきた信頼や満足感、大きな価値です。一方で、それを維持し続けることの難しさもまた皆様も思い当たることはあるのではないのでしょうか？是非、ご自身のセンターに照らし合わせて考えてみてください！(高木)

新年度がスタートし、若葉が美しい季節となりました。東京は、住む前にはビル群ばかりの都会というイメージを持っていましたが、実際には公園も多く、歩いていると季節ごとの花々が目を楽しませてくれます。我が家では「少しでも生活に緑を」と、大小合わせて 15 個ほどの観葉植物を育てています。朝はカーテンを開け、植物を窓際へ移動させて土の状態を確かめ、水やりや葉水を与えるのが日課です。こうした毎日の世話が、生活のリズムを整えてくれています。植物も季節によって大きく成長したり、時には元気がなくなったりと変化があり、日々世話をし、気に掛ける存在がいることは、生活に豊かさをもたらしてくれるように思います。

生きがい就業のシルバー人材センターに関わらせていただいています。今の自分にとっての生きがいとは何だろうと考えると、あっという間に過ぎていく日々の中で、あまり意識できていないことに気づかされます。そんな中、先日、我が家のエバーフレッシュにポンポンのような可愛らしい花が咲いているのを見つけました。小さな、自分だけの喜びではありましたが、心がとても温かくなり、幸せな気持ちになりました。「生きがい」は大それたものでなくてもよく、このように日常の中で自分が大切にしたいと思えることを大事にし、小さな喜びを積み重ねていく中にも見いだせるのではないかと感じています。広辞苑では「生きがい」とは「生きるはりあい。生きていてよかったと思えるようなこと」と記されています。皆さまにとっての「生きがい」はどのようなものでしょうか。

会員の皆さまが「生きがい」を感じられる場所であり、また職員がその人生の喜びに関わることを自身の喜びとして感じられるシルバー人材センターは、本当に素晴らしい組織だと思います。新しい出会いと始まりの季節です。今年度も皆さまにとって、喜びの多い一年となりますよう心より願っております。(倉)